

# 我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組

平成28年7月26日 総合海洋政策本部決定

## 概要説明資料

※「第3期海洋基本計画(平成30年5月15日閣議決定)」及び「我が国の海洋自供把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針(平成30年5月15日総合海洋政策本部決定)」を受け、表現を一部修正

# 我が国の海洋状況把握(MDA)の能力強化の必要性

## 海洋状況把握(MDA)

海洋状況把握(MDA:Maritime Domain Awareness)は、関係政府機関の連携を強化し、国<sup>の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握する取組。</sup>平成13年の米国同時多発テロ事件を契機に米国で検討が開始され、米国、欧州で取組が先行。

## 背景

### ○ 顕在化する海洋における脅威への対応

-外国漁船による違法操業、近隣諸国による海洋権益を巡る主張の活発化、津波等の自然災害・海洋汚染

### ○ 海洋環境の保全と調和した海洋の開発・利用の促進

### ○ 国際社会への貢献 ⇒ 「自由で開かれた平和な海洋」の維持・確保

-「海洋安全保障に関するG7外相声明」(平成28年4月)：「海洋状況把握に必要となる情報共有と連携を促進する」

-G7茨城・つくば科学技術大臣会合「つくばコミュニケ」(平成28年5月)：「地球規模の海洋観測の強化のためのイニシアチブへの取組を支援する」

## 経緯

- ・平成25-27年：海洋基本計画、宇宙基本計画、国家安全保障戦略において、宇宙技術の活用を含めた海洋状況把握に関する取組の推進等を規定。
- ・平成26-27年：総合海洋政策本部事務局、宇宙戦略室、国家安全保障局による検討会議を累次実施
- ・平成26-28年：総合海洋政策本部参与会議が、海洋状況把握(MDA)の推進に関し提言。(平成29年度にシステム整備に着手すべき等)
- ・平成27年 3月：関係府省等連絡調整会議の設置(以後計4回開催)  
10月：我が国の海洋状況把握(MDA)のコンセプトをとりまとめ

# 「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組(H28決定)」の概要

総合海洋政策推進事務局、国家安全保障局及び宇宙開発戦略推進事務局の主導のもと、関係府省及び政府関係機関が連携・協力して、海洋状況把握(MDA)の能力を強化

## 1. 海洋情報の集約・共有・提供の体制整備

- 海上保安庁において、衛星情報を含めた海洋情報の集約・共有・提供のための情報システム＝「海洋状況表示システム」を整備・運用。平成29年度に整備に着手
- 関係府省・政府関係機関は、「海洋状況表示システム」に対して、必要なデータ・情報の収集・加工・管理を行った上で、海洋情報を提供。

## 2. 海洋情報の収集・取得の取組強化

- 海洋の観測・調査・モニタリングの充実・強化
- 海洋観測等に必要な施設・設備の整備・運用、先進的な観測技術・システムの開発等

## 3. 国際協力の推進

- 国際協力による地球規模の海洋の観測・調査の推進、国際的な海洋観測の枠組み等を通じた海洋情報の共有、米国等との連携・協力

# 我が国の海洋状況把握(MDA)の能力強化の意義

広範・広域性、リアルタイム性、利便性・一覧性に優れた「海洋状況表示システム」を整備  
⇒ 海洋情報の質・量の高度化  
⇒ 安全保障、海上安全、自然災害対処、環境保全、産業振興等に広く貢献

